

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和2年11月18日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1

監査等の種類

定期監査
- 2

監査の対象

令和元年度、令和2年度
・総務課（令和元年10月1日～令和2年8月31日）
※選挙管理委員会事務局含む
・建設課（令和2年2月1日～令和2年8月31日）
・福祉介護課（令和2年1月1日～令和2年8月31日）
の財務等に関する事務の執行
- 3

監査の着眼点
（評価項目）

（1）監査の実施にあたり、財務事務執行等の重要リスクを次のとおり設定した。

リスク分野	リスク項目
財務事務執行の有効性・効率性を阻害するリスク	○必要性の乏しい経費支出 ○予算消化のための経費支出 ○不当に高い金額、不利な条件での契約
財務事務執行の法令等違反のリスク	○勤務時間の過大報告 ○カラ出張 ○横領 ○契約やルールと相違する支出 ○契約やルールと相違する収入 ○補助金等の不正申請・交付手続きの瑕疵 ○不公正な契約

	○伺等による意思決定手続きの不適正 ○指定管理の事務手続の不適正 ○未収金の発生防止及び債権管理の怠り
決算の信頼性を阻害するリスク	○架空計上・計上漏れ ○分類誤りによる計上 ○二重計上
財産の保全を阻害するリスク	○不十分な財産の把握と管理 ○財産の非有効活用 ○現金等の紛失

(2) 実地監査における着眼点は次のとおりとした。

区分	着眼点
事務事業の執行に係る工事	○妙高市発注の工事が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているか。
公共施設	○施設の管理・運営が、適正に行われているか。

- 4 監査の実施内容
- ・あらかじめ監査資料の提出を求め、主に予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係等の関係帳簿及び関係書類の調査のほか、関係職員からの説明聴取を行なった。
 - ・工事に関する事務については、一部工事を抽出し、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び書類の調査や現地において関係職員からの説明聴取を行なった。
※当該工事：建設課 ①令和元年度 道外第2号 道の駅あらい駐車場整備工事、②令和元年度 道外第3号 道の駅あらい防災広場整備工事
 - ・公共施設に関する事務は、一部施設を抽出し、現地において関係職員立会いのもと、管理・運営状況等を確認した。
※当該施設：福祉介護課 ①障がい者就労支援施設 パン工房、②地域密着型高齢者支援ホーム 長沢いきいきホーム

5 監査の実施期間 令和2年9月10日 ～ 令和2年11月17日

6 監査の日程

(1) 書類審査 令和2年9月10日～令和2年10月14日

(2) 実地検査 令和2年10月6日

(3) 事情聴取 令和2年10月29日

7 監査の結果

監査の結果、総務課、建設課、福祉介護課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。